

瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第5号

瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例（平成27年瀬戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) <省略> (2) <u>学校教育法第104条第7項第2号の規定</u> により前号に掲げる教育施設の課程に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3)及び(4) <省略>	(教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) <省略> (2) <u>学校教育法第104条第4項第2号の規定</u> により前号に掲げる教育施設の課程に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設（自己啓発等休業をする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3)及び(4) <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市職員の自己啓発等休業及び修学部分休

業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この条例において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。